福岡県職員に対する不当な要求等を防止することにより県民の利益を守るための条例

（目的）

第一条　この条例は、職員に対して優位な地位又は影響力を有する者によるその優位な地位等を利用した不当な要求又は働きかけ、威圧的言動その他の職場環境を害する行為を防止し、職員が公正に職務を執行できる環境を確立することにより、県民の信頼に応えた公正な行政運営を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　職員　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する福岡県職員をいう。

二　地位　職務上又は組織上の地位をいう。

三　影響力　社会的又は政治的な立場その他の関係に基づき職員の職務執行又は職場環境に対して直接又は間接に影響を及ぼし得る力をいう。

四　不当な要求等　職員の職務執行の中立性を不当に害する要求又は働きかけ、威圧的言動その他の職場環境を害する行為により、公正な職務の執行に支障を生じさせるものをいう。

五　任命権者　地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者（同条第二項の規定により権限を委任された者を含む。）をいう。

２　職員に対して行われる議会活動又は陳情、要望その他の活動であって、その手段及び態様が社会通念上逸脱していないもの（以下「議会活動等」という。）については、前項第四号の不当な要求等に該当しないものとする。

（禁止行為）

第三条　職員に対して優位な地位又は影響力を有する者は、その優位な地位等を利用して、不当な要求等を行ってはならない。

（任命権者の責務）

第四条　任命権者は、職員が不当な要求等を受けることなく公正に職務を執行できるよう、職場環境の整備その他必要な措置を適切に講じなければならない。

２　任命権者は、職員が受ける不当な要求等に関する相談に適切に対応するため、内部相談窓口（以下「内部窓口」という。）及び任命権者が指定する弁護士による外部相談窓口（以下「外部窓口」という。）を整備しなければならない。

３　任命権者は、職員に対する不当な要求等があったと疑われる事案の情報を得たときは、内部窓口にその内容を確認させ、必要があると認めるときは、当該内部窓口を通じて外部窓口に事実関係の調査を行わせなければならない。

（職員の責務）
第五条　職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
２　職員は、その使命を自覚し、県職員としてふさわしい品位と能力を養い、常に良識ある行動をしなければならない。
３　職員は、議会活動等に対して、不当に拒むことなく、誠実に対応しなければならない。

（相談の申出等）
第六条　職員は、不当な要求等を受けたとき、又は不当な要求等を見聞きしたときは、第四条第二項の内部窓口又は外部窓口に相談することができる。
２　前項の相談は、文書又は電子メールその他の電磁的方法において受け付けるものとする。この場合において、相談者は、当該相談を匿名で行うことができるものとする。

（相談の処理）
第七条　内部窓口は、前条第一項の相談を受けたときは、その内容を記録し、相談者の同意を得た上で、外部窓口に事実関係の調査を依頼するものとする。
２　外部窓口は、前条第一項の相談を受けたとき、前項の依頼を受けたとき、又は第四条第三項の規定により調査を命ぜられたときは、その内容を記録し、相談者の同意を得た上で、事実関係の調査を行うものとする。
３　任命権者は、職員が不当な要求等に関する相談をしたこと又は調査に協力したことを理由として、当該職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

（事実関係の調査）
第八条　外部窓口は、前条第二項の規定に基づき調査を行うときは、相談者及び不当な要求等を行ったとされる者（以下「行為者」という。）の双方から事情を聴取し、説明及び反論の機会を十分に確保しつつ、関係者への聞き取りその他の必要な調査を行うものとする。
２　外部窓口は、前項の調査が終了したときは、当該調査の結果を取りまとめ、任命権者に報告するものとする。
３　任命権者は、前項の報告を受けた場合、行為者が職員以外の者であるときは、その調査結果の妥当性について、次条の委員会に諮問し、審査を求めるものとする。

（福岡県不当な要求等調査委員会の設置）
第九条　行為者が職員以外の者である場合に、前条第二項の調査結果の妥当性について審査を行うため、福岡県不当な要求等調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
２　委員会は、弁護士その他の学識経験を有する者のうちから五人以内の委員をもって組織するものとする。
３　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。
４　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
５　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
６　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員会の運営）
第十条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　委員会は、次に掲げる事務を行う。
一　第八条第二項の調査結果の妥当性について審査すること。
二　前号の審査に関し、必要があると認めるときに、追加の調査を行うこと。
４　委員会は、前項第二号の調査に関し、必要があると認めるときは、調査補助員を置くことができる。
５　委員会は、第三項第一号の審査を行うに当たり、行為者に対し、当該行為者が行ったとされる不当な要求等の概要を通知し、口頭又は文書により弁明の機会を与えるものとする。
６　委員会は、第三項第一号の審査の結果について、委員長を除く出席した委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
７　委員会は、前項の審査結果を可決したときは、当該審査結果を任命権者に答申するものとする。
８　委員会は、第三項第一号の審査の結果、不当な要求等があり、その事案の重大性や社会的影響から公表の必要があると認めるときは、委員全員の同意をもって、前項の答申により任命権者に意見するものとする。
９　委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。
10　委員の報酬の額は、福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）第三条第一項の規定にかかわらず、一日当たり十万円を超えない範囲内において、規則で定める額とする。
11　委員会の会議は、これを非公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、その一部又は全部を公開することができる。

（任命権者の対応）
第十一条　任命権者は、事実関係の公正な調査により不当な要求等の事実が確認された場合には、次の各号に掲げる当該不当な要求等を行った者の区分に応じ、当該各号に定める対応を行うものとする。
一　職員　当該事案の態様に応じた懲戒処分その他必要な措置
二　職員以外の者　当該事案の態様に応じた必要な是正の要請その他必要な対応
２　不当な要求等を行った者が福岡県議会議員である場合であって、任命権者が前条第八項の意見を受けたときは、当該任命権者は、議長に対し、委員会の答申を添えて、当該福岡県議会議員について福岡県議会議員の政治倫理に関する条例（令和八年福岡県条例第五十四号）第四条第十一

号に掲げる政治倫理基準に反する事実が確認された旨を申し出るものとする。この場合において、当該福岡県議会議員に対しては、前項の規定は適用しない。

（事実の公表）

第十二条　任命権者は、前条第一項第二号に定める対応を行った場合であって、第十条第八項の意見を受けたときは、その意見を踏まえ、当該不当な要求等を行った者の氏名（法人その他の団体にあっては、その名称を含む。）及び行為の概要を公表するものとする。

（任命権者が行為者である場合の特例）

第十三条　任命権者が行為者である場合は、当該任命権者を補佐する職にある者（当該任命権者が行ったとされる不当な要求等に関与した者を除く。）が、この条例に規定する任命権者の職務を行うものとする。

（秘密保持）

第十四条　任命権者及び相談、調査又は審査に関与した者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（適用除外）

第十五条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第二項に規定する地方警察職員が受ける不当な要求等に関する措置については、第四条第二項及び第三項並びに第六条から第十二条までの規定にかかわらず、別に定める。

（委任）

第十六条　この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第十一条及び第十二条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた不当な要求等について適用し、同日前に行われた不当な要求等については適用しない。ただし、任命権者は、事実関係の公正な調査により、不当な要求等が行われたことを確認した場合には、当該不当な要求等を行った者に対して、調査結果を提供し、適切な対応を求めることができる。